

【諮問第234号】

22川情個第37号
平成22年 7月 2日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年7月27日付け21川市こ企第206号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成21年5月2日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金に関する一切の文書（平成18年度および平成19年度分）、川崎市私立中学高等学校長協会補助金に関する一切の文書（平成18年度および平成19年度分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、平成21年5月15日付けで、次のア、イに記載の部分を開示とした部分開示処分を行った。

ア 神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金に関する文書のうち、実績報告書・請求書・申請書中の代表者の印影（条例第8条第2号該当）、実績報告書・申請書中の事務担当者と教員の氏名（条例第8条第1号及び第2号該当）、実績報告書中の学生の氏名（条例第8条第1号該当）、実績報告書中の写真で個人を識別できる部分（条例第8条第1号該当）、請求書中の金融機関口座番号（条例第8条第2号該当）。

イ 川崎市私立中学高等学校長協会補助金に関する文書のうち、実績報告書・申請書中の事務担当者と教員の氏名（条例第8条第1号及び第2号該当）、請求書中の金融機関口座番号（条例第8条第2号該当）。

(3) 異議申立人は、平成21年6月12日付けで、次のア、イに記載の部分を開示とした処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

ア 神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金に関する文書のうち、実績報告書・請求書・申請書中の代表者の印影、請求書中の金融機関口座番号。

イ 川崎市私立中学高等学校長協会補助金に関する文書のうち、請求書中の金融機関口座番号。

なお、上記以外の部分については異議申立ての対象としていない。（当審査会諮問第234号事件）

3 異議申立人の主張要旨

平成22年1月6日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。なお、異議申立人の申し出により、口頭意見陳述は実施していない。

(1) 代表者印影については公開しても開示請求者が偽造・悪用する恐れはなく、法人の正当な利益を害する恐れがあるとは言えない。補助金の交付、受領という文書の性質や補助金交付先団体の性質を鑑みると公的性質が強い情報であるから公にされるべきで、市民に対して公開されるべき必要性も高い。このような重要な印影を防犯上の理由で非公開とすることは民主主義を後退させる。

(2) 金融機関の口座番号は多数者間において様々な局面においてやり取りされ、

金融取引を円滑にするために使用されるもので、非公開とする必要に乏しい情報である。実社会においては、インターネットや電話での取引のように、契約時に顔を合わせる事のない取引であっても当事者間で相互に通知されるのが一般的である。開示することによって犯罪に巻き込まれるとすれば、何人にも口座番号を知らせることができない。よって、不開示理由として「犯罪に巻き込まれる」としたことは極めて不当である。

4 実施機関の主張要旨

平成21年12月2日付け処分理由説明書及び平成22年3月10日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 代表者印影については、「団体の代表者の印影を開示することにより、偽造・悪用されるなど、団体としての権利を侵害される恐れがある」として不開示処分を行った。異議申立人は「印影を開示しても、開示請求者が偽造・悪用することはない。」と主張しているが、開示した公文書をインターネットで公開した場合、それを閲覧した第三者が悪用する可能性や他の開示請求者から同様の請求があった場合などを考え合わせると不開示処分は妥当である。
- (2) 金融機関の口座については、「金融機関の口座番号を開示することにより、犯罪に巻き込まれるなど、本来の事務に支障をきたすおそれがある」として不開示処分を行った。異議申立人は「口座番号は当事者間で相互に通知されるもの」と主張しているが、異議申立人は契約の当事者ではないので、補助金交付先の両団体の金融機関の口座番号を知りえる可能性は極めて低い。また、異議申立人が開示を求めている口座情報は団体の財産管理のために開設・所有する口座であって、インターネット等の取引での利用や公開することを想定していない。以上のことから異議申立人の主張は今回の異議申立ての理由として妥当ではない。仮に当該情報を開示した場合、上記(1)で述べたような第三者が悪用する可能性も否定できず、不開示とした処分は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、平成18年度及び同19年度の社団法人神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金及び川崎市私立中学高等学校長協会補助金に関する文書中、実績報告書、支出命令書（請求書を含む）、予算執行伺書（申請書を含む）の中の「代表者の印影」、及び支出命令書（請求書を含む）中の「金融機関の口座番号」について、実施機関が不開示としたことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、以下、上記の「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」を開示すべきか否かについて検討する。

- (2) 条例第8条第2号ア

実施機関に対し公文書の開示請求があった場合について、条例は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため公にする必要がある場合を除き、不開示と規定する（条例第8条第2号ア）。

上記の法人その他の団体には、公益法人、学校法人、その他法人格のない団体等も含まれることから、本件社団法人神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部及び川崎市私立中学高等学校長協会（以下「本件団体」という。）に関する情報は、上記法人等に関する情報に該当する。

そこで、本件「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」は、公にすることにより、本件団体の正当な利益を害するおそれがあるのか否かを検討する。

(3) 「正当な利益を害するおそれ」の該当性について

ア 一般に、法人等の銀行口座や法人等の活動に使用する印章、印影については、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、法人等は、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。したがって、法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、法人等の正当な意思、期待に反し、正当な利益が損なわれるとみるのが相当である。

ただし、法人等が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならない（最高裁平成11年（行ヒ）第50号同14年9月12日第一小法廷判決・裁判集民事207号77頁参照）。

なお、実施機関及び異議申立人は、金融機関の口座番号や代表者の印影が偽造等され、悪用されるおそれがあるか否かについて、対立した主張をそれぞれ表明しているが、上記の通り、印影等の開示の可否は、当該法人や団体の主観的意思やその管理の仕方から判断されるべきものである。

イ そこで、本件を検討すると、本件団体は、本件「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」について、本件団体が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有していると考えられ、本件団体がそのような管理をしていないという事情も伺われない。

したがって、本件団体の意思によらないで「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」という内部管理情報が公表されることは、本件団体の正当な意思、期待に反し、正当な利益が損なわれると考えられる。

ウ なお、本件「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすべき事情もない。

(4) 結論

以上から、実施機関が行った本件「代表者の印影」及び「金融機関の口座番号」の不開示処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔子
委員	葭葉裕子